

内閣参質一四七第二一号

平成十二年五月二十六日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出拘禁施設における革手錠及び保護房使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出拘禁施設における革手錠及び保護房使用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の判決は、当該事案の具体的な状況の下においては、両手後ろの方法による革手錠の使用及びその継続は、刑務所長にゆだねられた裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとして、違法の評価を免れないものというべきであるとしたものであるが、政府としても、同判決の指摘を謙虚に受け止め、革手錠の使用について、より一層の適正な運用に努めているところである。

二について

御指摘の時期に松江刑務所浜田拘置支所の保護房に収容されていた受刑者が死亡した事実があり、現在、本件事故に関し、国を被告とする損害賠償請求訴訟が松江地方裁判所に係属中であるが、現時点では、右受刑者に、通常では予見できない何らかの急性症状が発症し、その身体が急激に悪化し、死亡するに至ったものであると考えている。

政府としては、被収容者が、逃走、暴行・傷害、自殺・自傷等に及ぶおそれなどがあり、かつ、一般の居房に収容することが不相当と認められる場合に限り、その者を保護房に収容することができると考えて

おり、また、保護房への収容に当たっては、事態に応じ、その目的を達成するため合理的に必要なと判断される限度を超えてはならないと考えている。

三について

御指摘の最終見解については、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号）第二十八条に基づいて設置された人権委員会の意見として謙虚に受け止めている。しかしながら、従来から、革手錠の使用については、事態に応じ、その目的を達成するため合理的に必要なと判断される限度を超えることのないように努め、残虐又は非人道的取扱いにならないよう配慮しているところである。

現時点では、革手錠の使用が必要とされるような場合において、革手錠を使用した場合と同程度に戒護の目的を達成し得る他の方法が見当たらないので、革手錠の使用を廃止することは困難である。

平成二年から平成十一年までの各年ごとの革手錠の使用件数及び保護房への収容件数は、別表一のとおりである。

革手錠の使用又は保護房への収容については、従来から、事態に応じ、その目的を達成するため合理的に必要なと判断される限度を超えることのないよう努めてきたところであり、平成二年以降においても、行

刑施設の処遇部門の責任者等を集めた協議会等において、適正な運用に努めるよう周知徹底してきたところであるが、それ以外にも、平成十一年十一月一日、革手錠等の使用及び保護房への収容について、より一層の適正な運用を図るため、従来のこれに関する通達に代えて、新たに法務省矯正局長から各行刑施設の長等に対し、通達を発出した。その主な内容は、戒具使用中又は保護房収容中の者については、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、進んで精神の安定を図るための働き掛けを試み、早期に解除できるよう努めること、保護房に収容されている者に対しては、保護房収容のみでは、逃走、暴行又は自殺を抑止できないと認められる場合に限り、戒具を使用することができると等について改めて徹底するなどしたものである。

四について

御指摘の各行刑施設における、平成二年から平成十一年までの各年ごとの、革手錠の使用件数及び保護房への収容件数は別表二の一及び二の二のとおりであり、革手錠使用及び保護房収容の事由別件数は別表三の一の一から三の八の二までのとおりであり、革手錠使用の態様別件数は別表四の一から四の八までのとおりである。

別表一

年	革手錠の使用件数	保護房への収容件数
平成二年	二、四五二	三、一四八
平成三年	二、六九七	三、四一一
平成四年	二、三八三	三、一〇四
平成五年	二、二六九	三、一三〇
平成六年	二、一九五	三、二六七
平成七年	二、二一〇	三、五二〇
平成八年	二、〇二九	三、三九九
平成九年	二、〇三四	三、七四六
平成一〇年	一、四〇三	三、六四〇
平成一一年	六一二	三、七二九

(注) 平成二年については四つの行刑施設が、平成三年から平成五年までについては二つの行刑施設が、平成六年については一つの行刑施設が、それぞれ関係記録を保管していないため、当該年においては、これらの施設における件数を含まない。

別表二の一

革手錠の使用件数

年	行刑施設									
平成二年	二二〇	三〇	一九	一七	二七四	五三	二二	三〇	二三四	一九六
平成三年	二二四	五四	二四	二七	二九〇	六一	二二	二二三	二二四	一九六
平成四年	四六	四〇	二五	三六九	一三	二五	二五	三六	一九六	一九六
平成五年	二二	一四	一三	三三五	五	一七	一七	三三七	二二五	二二五
平成六年	一四	一〇	一	三二六	八	三四	三四	三六	一八六	一八六
平成七年	一八	三〇	三	二七八	一六	二六	二六	二七	一九一	一九一
平成八年	一七	一九	一〇	二六二	三八	一九	一九	二二三	一三三	一三三
平成九年	一七	七	一六	二九九	四七	一七	一七	一六	九七	九七
平成一〇年	二九	六	二四	一八九	三六	一六	一六	二四	三三	三三
平成一一年	三	一一	六	一一	一四	二	二	七	三	三
府中	刑務所	横濱	刑務所	東京	大阪	大阪	刑務所	熊本	刑務所	刑務所

別表二の二

保護房への収容件数

年	行刑施設	府中	横濱	千葉	東京	大阪	大阪	岐阜	熊本
平成二年	二七〇	四七	四一	一二二	二六一	一一一	三四	五二	
平成三年	一八三	六七	四六	一三七	三〇〇	一五一	三〇	二八	
平成四年	二〇四	七七	六四	一四一	三七八	八一	三二	三八	
平成五年	二九〇	二四	二九	一六五	三四四	七四	三〇	三七	
平成六年	二二五	一七	二一	一六七	三四三	八五	四八	三六	
平成七年	二四〇	三一	五八	一六四	二六二	一三三	二六	三二	
平成八年	二五三	三二	三四	一四一	二三三	一三九	二七	二八	
平成九年	二二〇	四三	二五	一九四	二七四	一八二	二四	一八	
平成一〇年	二二八	六三	二〇	一八五	二六一	二五九	三三	二六	
平成一一年	三三二	四六	六七	一七八	一八八	一八〇	三三	二三	

別表三の一の二

府中刑務所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合	計
平成二年		四	一九七	一九		二二〇
平成三年			二〇八	一六		二二四
平成四年			一八五	一一		一九六
平成五年			二二四	一一		二三五
平成六年			一七五	一一		一八六
平成七年			一八一	一〇		一九一
平成八年	一		一二八	四		一三三
平成九年			八七	一〇		九七
平成一〇年			二七	六		三三
平成一一年				三		三

別表三の一の二

府中刑務所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合計
平成二年		一	七七	一八	一七三	一	二七〇
平成三年			三七	九	一三〇	七	一八三
平成四年			一二	一〇	一七九	三	二〇四
平成五年			一五	一一	二六三	一	二九〇
平成六年			八一	六	一三三	五	二三五
平成七年			一四五	六	八五	四	二四〇
平成八年			一〇六	一〇	一二九	八	二五三
平成九年			三一	一四	一五四	一一	二二〇
平成一〇年			五	一四	一八九	一〇	二二八
平成一一年			三三	三七	二四四	七	三三一

別表三の二の一

横浜刑務所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合	計
平成二年		二	二八	二		三〇
平成三年			四八	四		五四
平成四年			四五	一		四六
平成五年	一		一八	二		二一
平成六年			一四			一四
平成七年			一七	一		一八
平成八年			一五	二		一七
平成九年			一六	一		一七
平成一〇年			二六	三		二九
平成一一年			二	一		三

別表三の二の二

横浜刑務所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合 計
平成二年		二	三二	四	一一	一	四七
平成三年			四九	五	一一		六七
平成四年			四九	一	二七		七七
平成五年		一	一八	五			二四
平成六年			一六	一			一七
平成七年			二一	二	八		三一
平成八年		一	二五	三	三		三二
平成九年			三〇	一	一一		四二
平成一〇年			三六	三	二四		六三
平成一一年			九	五	三一	一	四六

別表三の三の一

千葉刑務所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合	計
平成二年			一八	一		一九
平成三年			一九	五		二四
平成四年			三六	四		四〇
平成五年			一一	三		一四
平成六年			九	一		一〇
平成七年			二三	七		三〇
平成八年			一六	三		一九
平成九年			五	二		七
平成一〇年			一	五		六
平成一一年			四	七		一一

別表三の三の二

千葉刑務所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合計
平成二年		一	一四		二二	四	四一
平成三年		一	四	五	三一	五	四六
平成四年			一九	五	三九	一	六四
平成五年			一四	六	八	一	二九
平成六年		一	八	四	八		二二
平成七年			一七	一四	二一	六	五八
平成八年			六	三	一八	七	三四
平成九年			五	三	一五	二	二五
平成一〇年			六	六	五	三	二〇
平成一一年			八	一六	三六	七	六七

別表三の四の一

東京拘置所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合計
平成二年		九	八		一七
平成三年		一一	一六		二七
平成四年		七	一八		二五
平成五年		五	八		一三
平成六年		一			一
平成七年				三	三
平成八年		四	六		一〇
平成九年		七	九		一六
平成一〇年		五	一九		二四
平成一一年		四	二		六

別表三の四の二

東京拘置所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合計
平成二年		一	三三	一六	六五	七	一二二
平成三年			二六	一六	八二	一三	一三七
平成四年		一	二三	二八	七七	一三	一四一
平成五年		三	二三	二六	一〇一	一二	一六五
平成六年		一	三四	二九	九〇	一三	一六七
平成七年		一	二八	二〇	九五	二〇	一六四
平成八年		二	二三	一七	八九	一一	一四一
平成九年			三四	三五	一〇二	二三	一九四
平成一〇年		二	二九	四二	九六	一六	一八五
平成一一年		二	二九	三〇	一一一	六	一七八

別表三の五の一

大阪刑務所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合	計
平成二年			二五五	一九		二七四
平成三年			二三六	五四		二九〇
平成四年			三四四	二五		三六九
平成五年			二九九	二六		三二五
平成六年			三二四	一二		三三六
平成七年			二六五	一三		二七八
平成八年			二五四	八		二六二
平成九年			二八九	一〇		二九九
平成一〇年		一	一八三	五		一八九
平成一一年			二	九		一一

別表三の五の二

大阪刑務所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合 計
平成二年			一一三	一九	一二八	一	二六一
平成三年			一一〇	三〇	一五九	一	三〇〇
平成四年			一三三	一二	二三一	三	三七八
平成五年			一二二	一四	二〇五	三	三四四
平成六年			一六六	二八	一四七	二	三四三
平成七年	一		一一八	九	一三三	一	二六二
平成八年			一一三	一〇	一〇八	二	二三三
平成九年			一二七	三九	一〇七	一	二七四
平成一〇年	一		八一	二〇	一五七	二	二六一
平成一一年			四三	一五	一二二	八	一八八

別表三の六の一

大阪拘置所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合	計
平成二年			四八	五		五三
平成三年			五三	八		六一
平成四年			一〇	三		一三
平成五年			一	四		五
平成六年			一	七		八
平成七年			一〇	六		一六
平成八年			二五	一三		三八
平成九年		一	二八	一八		四七
平成一〇年			二五	一一		三六
平成一一年			三	一一		一四

大阪拘置所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合計
平成二年		一	三二	五	七三	一	一一一
平成三年		一	三九	六	九七	八	一五一
平成四年	二	一五	六	五七	一	八一	
平成五年		九	四	五八	三	七四	
平成六年		一六	八	六〇	一	八五	
平成七年		二九	一一	八四	九	一三三	
平成八年	一	三〇	一二	八六	一〇	一三九	
平成九年	一	三三	一〇	一三八		一八二	
平成一〇年		二三	一六	二二一	九	二五九	
平成一一年		三〇	二二	一二四	五	一八〇	

別表三の七の一

岐阜刑務所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合	計
平成二年			二一	一		二二
平成三年			一七	四		二一
平成四年			二五			二五
平成五年			一六	一		一七
平成六年			三二	二		三四
平成七年			二六			二六
平成八年			一九			一九
平成九年			一六	一		一七
平成一〇年			一四	二		一六
平成一一年			二			二

別表三の七の二

岐阜刑務所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合 計
平成二年			二〇	一	一三		三四
平成三年	一		一七	三	九		三〇
平成四年			二五	一	六		三二
平成五年			一七	五	八		三〇
平成六年			四二	一	五		四八
平成七年			二三		三		二六
平成八年			二二	三	三		二七
平成九年			一七	一	六		二四
平成一〇年			一五	三	一五		三三
平成一一年			八	三	九	二	二三

別表三の八の一

熊本刑務所における革手錠使用の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行のおそれ	自殺のおそれ	合計
平成二年		一	二八	一	三〇
平成三年		一	二〇	二	二三
平成四年			三五	一	三六
平成五年			三六	一	三七
平成六年			三一	五	三六
平成七年			二五	二	二七
平成八年			二三		二三
平成九年			一五	一	一六
平成一〇年			二三	一	二四
平成一一年			一	六	七

別表三の八の二

熊本刑務所における保護房収容の事由別件数

年	事由	逃走のおそれ	暴行・傷害のおそれ	自殺・自傷のおそれ	大声・騒音	房内汚染等の異常行動反復のおそれ	合 計
平成二年			三九	九	四		五二
平成三年			二三	三	二		二八
平成四年			三六	二			三八
平成五年			三五		一	一	三七
平成六年			二九	四	一	二	三六
平成七年			二四	五	二	一	三二
平成八年			二三	一	四		二八
平成九年			一七	一			一八
平成一〇年			二五	一			二六
平成一一年			二一		一	一	二三

別表四の一

府中刑務所における革手錠使用の態様別件数

年	態様	両手前	両手後	片手前	片手後	両手各横	合 計
平成二年		一三	九	一九八			二二〇
平成三年		九	一五	二〇〇			二三四
平成四年		六	七	一八三			一九六
平成五年		五	六	二二四			二二五
平成六年		一	四	一八一			一八六
平成七年		四	一一	一七六			一九一
平成八年		一	四	一二八			一三三
平成九年		三	四	九〇			九七
平成一〇年		一	一	三二			三三
平成一一年		三					三

別表四の二

横浜刑務所における革手錠使用の態様別件数

年	態様	両手前	両手後	片手前片手後	両手各横	合	計
平成二年		四	四	二二		三〇	
平成三年		一		五三		五四	
平成四年		二		四四		四六	
平成五年				二二		二二	
平成六年				一四		一四	
平成七年				一七		一八	
平成八年		二		一四		一七	
平成九年				一六		一七	
平成一〇年				二八		二九	
平成一一年				三		三	

別表四の三

千葉刑務所における革手錠使用の態様別件数

年	態様	両手前	両手後	片手前片手後	両手各横	合
平成二年		三	一二	四		一九
平成三年		二	二〇	二		二四
平成四年		三	二五	一二		四〇
平成五年			一	一三		一四
平成六年			一	九		一〇
平成七年		九	四	一七		三〇
平成八年		五		一四		一九
平成九年		一	一	五		七
平成一〇年		三	一	二		六
平成一一年		一一				一一
						計

別表四の四

東京拘置所における革手錠使用の態様別件数

年	平成二年	平成三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成一〇年	平成一一年	態様
両手前	六	九	七	三		一	二	七	六	四	
両手後	二	二	四	二			二	一			
片手前片手後	九	一六	一四	八	一	二	六	八	一八	二	
両手各横											
合 計	一七	二七	二五	一三	一	三	一〇	一六	二四	六	

別表四の五

大阪刑務所における革手錠使用の態様別件数

年	態様	両手前	両手後	片手前片手後	両手各横	合
平成二年			二	二七二		二七四
平成三年		一		二八九		二九〇
平成四年				三六九		三六九
平成五年	四			三三一		三三五
平成六年			四	三三二		三三六
平成七年				二七八		二七八
平成八年	三		四	二五五		二六二
平成九年	一			二九八		二九九
平成一〇年				一八九		一八九
平成一一年	一			一〇		一一

別表四の六

大阪拘置所における革手錠使用の態様別件数

年	態様	両手前	両手後	片手前 片手後	両手各横	合 計
平成二年		一〇		四三		五三
平成三年		二二		三九		六一
平成四年		七		六		一三
平成五年		四		一		五
平成六年		五		三		八
平成七年		二	四	一〇		一六
平成八年		三	二	三三		三八
平成九年		二	二	四三		四七
平成一〇年		五	二	二九		三六
平成一一年		七		七		一四

別表四の七

岐阜刑務所における革手錠使用の態様別件数

年	態様	両手前	両手後	片手前片手後	両手各横	合	計
平成二年		一		二一			二二
平成三年		三	一	一七			二一
平成四年		二		二三			二五
平成五年				一七			一七
平成六年			四	三〇			三四
平成七年		四		二三			二六
平成八年		一		一八			一九
平成九年		七		一〇			一七
平成一〇年		二		一四			一六
平成一一年		一		一			二

